

改正

平成28年11月30日告示第122号

平成30年3月31日告示第51号

平成31年3月29日告示第74号

令和4年3月31日告示第61号

令和5年1月25日告示第6号

田村市集落支援員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人口減少及び高齢化の著しい社会情勢において、市民と行政の協働の下に、地域の維持及び活性化に必要な施策を推進するため、田村市集落支援員（以下「支援員」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 市長は、人口、世帯数等の社会的条件及び地理的条件等を考慮し、支援員が活動する地域（以下「地域」という。）を定め支援員を設置する。

(支援員の活動)

第3条 支援員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域と市とをつなぐ窓口として、連絡及び調整を行うこと。
- (2) 地域の巡回、点検及び課題把握を行うこと。
- (3) 地域の課題解決に向けた体制づくり及び話合いの支援を行うこと。
- (4) その他地域の維持及び活性化のために市長が必要と認めた活動を行うこと。

(委託)

第4条 市長は、支援員の設置及び活動に係る業務を法人又は団体に委託することができる。この場合において第7条の規定は、適用しない。

(身分)

第5条 支援員は、次のとおり区分して配置する。

- (1) 市長が指定する地域について、総合的な支援、調整等を行うために専任する者（以下「専任の支援員」という。）
- (2) おおむね行政区の区域を活動範囲として、行政区の役員その他役職等と兼任して支援、調

整等を行う者（以下「兼任の支援員」という。）

2 専任の支援員は、次に掲げる全ての要件を満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 地域の実情に精通し、かつ、地域づくりへの関心が高い者
- (3) 心身ともに健康で、かつ、誠実に職務を遂行できる者

3 兼任の支援員は、行政区等が推薦する者のうちから市長が委嘱する。

（支援員の委嘱期間）

第6条 支援員の委嘱期間は1年とする。ただし、初年度は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとし、翌年度以降は、年度単位で延長することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、支援員が次の各号のいずれかに該当した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができる。

- (1) 自己都合により辞退の申出があったとき。
- (2) 職務の遂行に支障があり、又は第5条及び第11条の規定に違反したとき。
- (3) 支援員としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) 前3号に定めるほか、市長がその職を解くことが適当と認めたとき。

（賃金等）

第7条 専任の支援員の賃金については、田村市会計年度任用職員任用等管理規程（令和2年田村市訓令第1号）の規定に基づき支給する。

2 兼任の支援員については、予算の範囲内で、報償金を交付する。

（身分証明書の携帯等）

第8条 支援員が職務を遂行するときは、市長が別に定める身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 身分証明書は、他人に貸与又は譲渡し、これを加工してはならない。
- 3 身分証明書を紛失又は損傷したときは、直ちに市長に届けなければならない。
- 4 身分証明書は、支援員を退いたときには、直ちに市長に返還しなければならない。

（報告）

第9条 専任の支援員は、活動の実施内容について、1週間に1回程度、報告書等の書面をもって市長に報告しなければならない。

2 兼任の支援員は、活動の実施内容について、市長が別に指示する期日までに、報告書等の書面をもって市長に報告しなければならない。

(関係課等との連携)

第10条 庶務は、総務部企画調整課が行う。

2 企画調整課は、支援員との連絡調整を図るとともに、市関係部局、関係機関等を含めた会議、意見交換等を行う。

(守秘義務)

第11条 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年11月30日告示第122号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田村市集落支援員設置要綱の規定は平成28年11月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月31日告示第51号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第74号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第61号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月25日告示第6号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。